

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年10月24日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

その他 : 13 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器入口の金属採取ラック内配管接続部より水のにじみが認められたため、当該配管接続部を補修。	D	
2	3号機	第6給水加熱器ドレンタンク(B)液位発信器検出配管の耐圧試験時、検出配管元弁にシートリークが認められたため、当該元弁を点検。	D	
3	3号機	主復水器(C)第1水室出口圧力計テスト弁グランド部より水の漏えい(微量)が認められたため、汚染なし確認後清掃及び当該弁を交換。	D	
4	3号機	復水器(A)第2水室出口水位計の計器元弁を閉操作したところ、閉出来ない(開固着)ことが認められたため、当該計器元弁を交換。	D	
5	3号機	原子炉の燃料装荷作業(起動領域モニタ周辺:49-12,51-10)において、仮置き燃料(照射燃料)を装荷しようとしたところ装荷出来ない事象が認められたため、調査及び対応検討。(本来燃料は異常なく装荷済み)	B	
6	3号機	原子炉格納容器内残留熱除去系配管部生体しゃ蔽ブロックの点検において、しゃ蔽ブロックストッパーピンが無い(1ヶ所)ことが認められたため、当該ピンを取付。	D	
7	3号機	原子炉の燃料装荷手順データを計算機登録時、データの読み込みエラーが発生したことが認められたため、調査及び対応検討。	D	・H20年12月8日再審議にてグレード変更「対象外 D」
8	3号機	原子炉の燃料集合体外観検査(記録確認検査)において、検査要領書改訂履歴の日付に誤記が認められたため、当該誤記を訂正。	C	
9	3号機	タービン建屋給気・排気ファンの起動操作において、制御回路のタイマー不良(動作しない)が認められたため、当該タイマーを点検。	D	
10	3号機	原子炉の燃料装荷作業において、原子炉ウェル内にテーブ状のもの(約5cm×15~20cm)の浮遊が認められたため、当該テーブ状のものを回収。	C	
11	4号機	タービン建屋除染廃液サンプポンプ(B)用電動機点検において、軸受ケース及び回転子軸受部(負荷側、反負荷側)に摩耗が認められたため、当該部を補修。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	4号機	第1給水加熱器出口ヘッダー(金属フィルターライン)の試料採取において、サンプル流量が調整出来ない(定格100ml/分に対し15ml/分)ことが認められたため、当該ラインを点検。	D	
13	その他	木戸川取水設備点検時、木戸川取水ポンプ(A)圧力計元弁を開操作したところ、弁の固着によりレバーが破損し操作不能が認められたため、当該弁を補修。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉の停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

*「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- As :法令、安全協定に基づく報告事象
:プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A :国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
:定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B :国の検査等で指摘を受けた事象
:運転監視の強化が必要な事象
- C :品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D :通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 :消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ
電話 0240-25-1353